

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第18号

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。)第4条に規定する経営管理部に経営企画課及び広域連携課を置く。</p> <p><u>2 条例第4条に規定する総務部に危機管理課、総務課及び財務課を置く。</u></p> <p><u>3 条例第4条に規定する広域事業部に技術管理課及び事業推進課を置く。</u></p> <p><u>4 条例第4条に規定する水道事業部に水道事業企画課及び水道事業推進課を置く。</u></p>	<p>(分課)</p> <p>第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部に<u>危機管理課、経営企画課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u>を置く。</p> <p><u>2 大阪広域水道企業団水道企業条例第4条に規定する事業管理部に技術管理課及び工務課を置く。</u></p>
<p>(分掌)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する経営企画課及び広域連携課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経営企画課</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(分掌)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する<u>危機管理課、経営企画課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) <u>危機管理の総合調整、企画及び広報に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の人材養成に関すること。</u></p> <p>(3) <u>各種機関との調整に関すること(他課分掌のものを除く。)</u></p> <p>経営企画課</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

(7) 企業団のPRに関すること（他課分掌のものを除く。）。

(8)～(10)（略）

広域連携課

(1)・(2)（略）

(7) 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。

(8) 個人情報保護に関すること。

(9)～(11)（略）

広域連携課

(1)・(2)（略）

広域調整課

(1) 水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。

(2) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。

(3) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。

(4) 水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。

(5) 水道事業の補助金に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。

(6) その他水道事業の推進に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。

総務課

(1) 企業団の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関すること。

(2) 情報システムの開発の推進に関すること。

(3) 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。

(4) 公印の保管に関すること。

(5) 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。

(6) 法規及び訴訟に関すること。

(7) 議会に関すること。

(8) 企業団中他課の主管に属さないこと。

財務課

- (1) 財務会計制度に関すること。
- (2) 予算、一時借入金及び企業債に関すること。
- (3) 資金の運用に関すること。
- (4) 出納・収納取扱金融機関に関すること。
- (5) 決算に関すること。
- (6) 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。
- (7) 会計事務の検査及び指導に関すること。
- (8) 財務会計システムの管理に関すること。
- (9) 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関すること（事業管理部及び出先機関分掌のものを除く。）。
- (10) 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関すること。
- (11) 工業用水道事業の給水保証金及び量水器使用料の調定に関すること。
- (12) 入札及び契約に関すること。
- (13) 用地及び支障物件の補償の総括に関すること。
- (14) 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。

2 第1条第2項に規定する危機管理課、総務課及び財務課の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課

- (1) 危機管理の総合調整及び企画に関すること。
- (2) 各種機関との調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- (3) 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること。

(4) 個人情報保護に関すること。

総務課

(1) 企業団の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関すること。

(2) 情報システムの開発の推進に関すること。

(3) 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関すること（経営管理部、広域事業部及び水道事業部分掌のものを除く。）。

(4) 公印の保管に関すること。

(5) 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。

(6) 職員の人材養成に関すること。

(7) 法規及び訴訟に関すること。

(8) 議会に関すること。

(9) 企業団中他課の主管に属さないこと。

財務課

(1) 財務会計制度に関すること。

(2) 予算、一時借入金及び企業債に関すること。

(3) 資金の運用に関すること。

(4) 出納・収納取扱金融機関に関すること。

(5) 決算に関すること。

(6) 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。

(7) 会計事務の検査及び指導に関すること。

(8) 財務会計システムの管理に関すること。

(9) 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関すること（経営管理部、広域事業部、水道事業部及び出先機関分掌のものを除く。）。

(10) 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関する

こと。

(11) 工業用水道事業の給水保証金及び量水器使用料の調定に関すること。

(12) 入札及び契約に関すること。

(13) 用地及び支障物件の補償の総括に関すること。

(14) 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。

3 第1条第3項に規定する技術管理課及び事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

技術管理課

(1)～(5) (略)

(6) 送配水運用の検討に関すること。

事業推進課

(1)・(2) (略)

(3) 水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。

(4) 水道用水供給事業及び工業用水道事業の補助金に関すること。

(5) その他水道用水供給事業及び工業用水道事業の推進に関すること。

4 第1条第4項に規定する水道事業企画課及び水道事業推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

水道事業企画課

(1) 水道事業の統合の推進に関すること。

(2) 水道事業の企画及び総合調整に関すること。

(3) 水道事業に係る営業業務に関すること。

水道事業推進課

2 第1条第2項に規定する技術管理課及び工務課の分掌事務は、次のとおりとする。

技術管理課

(1)～(5) (略)

工務課

(1)・(2) (略)

(3) 水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること (出先機関分掌のものを除く。)。

(4) 水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の補助金に関すること。

(5) その他水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の推進に関すること。

(1) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。

(2) 水道事業に係る取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。

(3) 水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。

(4) 水道事業の補助金に関すること。

(5) 水道事業に係る給水装置の総括に関すること。

(6) その他水道事業の推進に関すること（他課分掌のものを除く。）。

5・6 (略)

3・4 (略)

(大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第2条 (略) 2 前項に定めるもののほか、企業団の事業のうち、 <u>危機管理の総合調整及び企画、広報、広聴、情報の公開及び公表並びに個人情報保護に関する重要な事務を掌理させるため、企業団に危機管理監を置く。</u> 3 (略) (部等に置く職) 第3条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2	(職の設置) 第2条 (略) 2 前項に定めるもののほか、企業団の事業のうち、 <u>次の各号に掲げる事務を掌理させるため、企業団に当該各号に定める職を置く。</u> <u>(1) 危機管理の総合調整、企画及び広報並びに人材育成に関する重要な事務</u> <u>危機管理監</u> <u>(2) 経営、企画、広報、広域連携及び広域調整に関する重要な事務</u> <u>経営戦略担当部長</u> 3 (略) (部等に置く職) 第3条 大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2

号) 第 4 条に規定する経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部（以下「部」という。）並びに大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号。以下「処務規程」という。）第1条各項に規定する課に次のとおり職を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 課に参事、課長補佐、副参事及び主査

(出先機関に置く職)

第4条 (略)

出先機関名	設置する職
(略)	(略)
柏原水道センター	所長、次長、課長
(略)	(略)

2・3 (略)

(職務権限)

第6条 (略)

2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、総務部長にあっては、危機管理課に属する事務のうち危機管理監の所掌する事務を除く。

3 (略)

4 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理の総合調整及び企画、広報、広聴、情報の公開及び公表並びに個人情報保護に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、危機管理課に属する職員を指揮監督する。

号) 第 4 条に規定する経営管理部及び事業管理部（以下「部」という。）並びに大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号。以下「処務規程」という。）第1条各項に規定する課に次のとおり職を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 課に官、参事、課長補佐、副参事及び主査

(出先機関に置く職)

第4条 (略)

出先機関名	設置する職
(略)	(略)
柏原水道センター	所長、課長
(略)	(略)

2・3 (略)

(職務権限)

第6条 (略)

2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、経営管理部長にあっては、経営企画課、危機管理課、広域連携課及び広域調整課に属する事務のうち危機管理監及び経営戦略担当部長の所掌する事務を除く。

3 (略)

4 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理の総合調整、企画及び広報並びに人材育成に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、危機管理課に属する職員を指揮監督する。

5 経営戦略担当部長は、上司の命を受け、経営、企画、広報、広域連携及び広域調整に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、経営企画課、広域連携課及び広域調整課に属する職員を指揮監

<p><u>5～7</u> (略)</p> <p>第7条 理事、副理事及び参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>督する。</u></p> <p><u>6～8</u> (略)</p> <p>第7条 理事、副理事、<u>官</u>及び参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

(大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任)</p> <p>第2条 企業長は、浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長(以下「浄水場長等」という。)に次に掲げる事務(大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部、<u>総務部、広域事業部及び水道事業部</u>分掌のものを除く。)を委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任)</p> <p>第2条 企業長は、浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長(以下「浄水場長等」という。)に次に掲げる事務(大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部及び<u>事業管理部</u>分掌のものを除く。)を委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。